

# 青森県民のスポーツ・健康づくりのマスコット「アップリート君」使用取扱要領

## （趣旨）

第1条 この要領は、青森県民のスポーツ・健康づくりのマスコット「アップリート君」（以下「アップリート君」という。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 この要領においてアップリート君とは、別表に掲げるマスコット及びこれを展開したものをいう。

## （使用承認の申請等）

第3条 アップリート君を使用する者は、あらかじめ「アップリート君」使用承認申請書（様式第1号）を青森県教育庁スポーツ健康課長（以下「課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りではない。

- （1）青森県内の地方公共団体が使用するとき。
- （2）青森県内の学校等が使用するとき。
- （3）報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。
- （4）その他課長が適当と認めたとき。

2 使用期間は、当該年度を越えて申請することができない。ただし、更新は妨げない。

3 冊子等印刷物に使用する場合は、前項の規定にかかわらず、当初申請に係る使用期間以降の更新申請を要しないものとする。

## （使用承認）

第4条 課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- （1）スポーツ・健康づくりのイメージを損なう恐れがあるとき。
- （2）法令若しくは公序良俗に反し、又は反する恐れのあるとき。
- （3）特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与える恐れのあるとき。
- （4）その他、課長が不適當と認めるとき。

2 前項の承認は、「アップリート君」使用（変更）承認通知書（様式第2号）により行うものとする。

## （使用料）

第5条 アップリート君の使用は、無料とする。

### ( 使用上の遵守事項 )

第6条 アップリート君を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、課長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 承認を受けた者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 定められた色及び形式などを正しく使用すること。
- (4) 物品等には「アップリート君」との表記を付すること。
- (5) 当該承認に係る見本品等を速やかに課長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

### ( 承認内容の変更及び更新 )

第7条 アップリート君の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「アップリート君」使用承認内容変更申請書(様式第3号)を課長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 第3条第2項の更新を申請するときは、前項を準用する。
- 3 前各項の承認をする場合は、第4条第2項を準用する。

### ( 承認の取消し )

第8条 課長は、アップリート君の使用がこの要領及び承認内容に違反していると認められる場合は、当該承認を取消すことができる。この場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、課長はその責めを負わない。

- 2 前項の承認の取消しは、「アップリート君」使用承認取消通知書(様式第4号)により通知するものとする。

### ( 補則 )

第9条 この要領に定めるもののほか、アップリート君の使用に関して必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(別表)

